

事務局事務分掌等に関する規程

制定 平成23年12月20日

改正 平成25年 3月 8日

平成25年 6月20日

平成26年 3月13日

平成29年 3月 9日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）の事務局の事務分掌等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織の責務)

第2条 各課等は、その組織に所属する全員がよく協力、協調して、この規程で定められた業務を確実に遂行しなければならない。

(相互協調)

第3条 各課等は、相互に関連する業務については、組織の利害得失にとらわれることなく、全体的な観点から効率的に遂行できるよう相互に協力、協調しなければならない。

(課等の設置)

第4条 財団の事務局に、次の課、担当及び事業所を置く。

総務施設課 総務担当

施設事業担当

文化事業課 文化事業担当

スポーツ事業課 スポーツ事業担当

総合公園管理担当

(課等の事務分掌)

第5条 各課等の事務分掌は、おおむね別表に掲げるとおりとする。

(組織及び事務分掌の変更)

第6条 財団を取り巻く環境の変化に的確に対応し、財団の目的をより効率的に達成するために、必要に応じて組織及び事務分掌の変更を行うことができる。

2 組織及び事務分掌の変更は、理事長が理事会に諮って行う。

(職の配置)

第7条 事務局に課長を置く。

2 前項に定める職のほか、事務局に次の職を置くことができる。

(1) 課長代理

(2) 主管

(3) 主査

(4) 主任

(5) 主事及び技師

(6) 主事補及び技師補

(7) 事務嘱託

3 前項第7号に規定する職には、嘱託職員をもって充てる。

(職務)

第8条 前条に定める職にある者の職務は、次のとおりとする。

(1) 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(2) 課長代理は、上司の命を受け、特定事項を処理し、所属職員を指揮監督する。

(3) 主管は、上司の命を受け、重要な分掌事務を処理する。

(4) 主査は、上司の命を受け、特定の分掌事務を処理する。

(5) 主任は、上司の命を受け、分掌事務を処理する。

(6) 主事及び技師は、上司の命を受け、事務又は技術をつかさどる。

(7) 主事補及び技師補は、上司の命を受け、事務又は技術に従事する。

(8) 事務嘱託は、上司の命を受け、特定の事務に従事する。

2 所属職員の事務分担は、課長が定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の事務分掌等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事務分掌

総務施設課 総務担当 施設事業担当	(1) 調整会議及び事務局内の総合調整に関すること。 (2) 情報の総括に関すること。 (3) 定款に関すること。 (4) 評議員会及び理事会に関すること。 (5) 財団印の管理に関すること。 (6) 情報公開及び個人情報保護の総括に関すること。 (7) 文書の收受、発送及び保存の総括に関すること。 (8) 予算及び事業計画の総括に関すること。 (9) 決算及び事業報告の総括に関すること。 (10) 資金計画に関すること。 (11) 規程の改廃その他の法務に関すること。 (12) 事務局の人事に関すること。 (13) 経理の総括に関すること。 (14) 基本財産の管理に関すること。 (15) 入札業者指名選考委員会に関すること。 (16) 法人登記に関すること。 (17) 主務官庁への報告及び届出に関すること。 (18) 資金の借入れ及び償還に関すること。 (19) 支出負担行為にかかわる確認に関すること。 (20) 現金その他の出納及び保管の総括に関すること。 (21) 金融機関との渉外に関すること。 (22) 所管事業に係る財団の自主事業（自転車振興事業）の管理、運営に係る調整及び総括に関すること。 (23) 平塚市（以下「市」という。）の委託業務及び財団の管理運営事業における市からの専門的な知識・技術の指導、監督、助言の提供依頼調整等に関すること。 (24) 駐輪場（平塚レンタサイクルを含む。）の管理運営に関すること。 (25) 駐車場（湘南海岸公園臨時有料駐車場を含む。）の管理運営に関すること。
-------------------------	--

<p>文化事業課 文化事業担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 文化事業の総合調整に関する事。 (2) 文化事業の企画、製作及び実施に関する事。 (3) 文化事業の企画専門委員会、市民文化ボランティア及び友の会に関する事。 (4) 文化情報の収集及び提供に関する事。 (5) 文化事業に関する調査研究に関する事。 (6) 所管事業に係る市及び関係団体等との連絡、調整に関する事。 (7) 所管事業に係る広報、宣伝に関する事。 (8) 所管事業に係る収入及び支出に関する事。 (9) 所管事業の委託業務に関する事。 (10) 所管事業に係る契約の締結業務に関する事。 (11) その他文化の振興及び普及に関する事。
<p>スポーツ事業課 スポーツ事業 担当 総合公園管理 担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ教室等自主事業に係る企画、調整及び実施に関する事。 (2) スポーツに係る収益事業の企画、立案及び実施に関する事。 (3) 所管事業に係る市からの受託事業の実施に関する事。 (4) スポーツ情報の収集及び提供に関する事。 (5) スポーツ教室等自主事業の参加料徴収に関する事。 (6) 所管事業に係る市及び関係団体等との連絡、調整に関する事。 (7) 所管事業の委託業務に関する事。 (8) 所管事業に係る契約の締結業務に関する事。 (9) 総合公園の受託業務に関する事。 (10) その他スポーツの振興及び普及に関する事。